

世田谷区

若年がん患者 在宅療養支援事業



世田谷区では、40歳未満のがん患者の方への在宅療養支援として、
居宅サービスや福祉用具等の費用を助成します。

対象者

以下の**すべて**に該当する方

1

世田谷区に
住所を
有する方

2

40歳
未満の方

3

がん患者

(医師により、一般に認められている医学的知見
に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判
断された方)※介護保険における特定疾病として
の「がん」の定義及び診断基準と同等の方

4

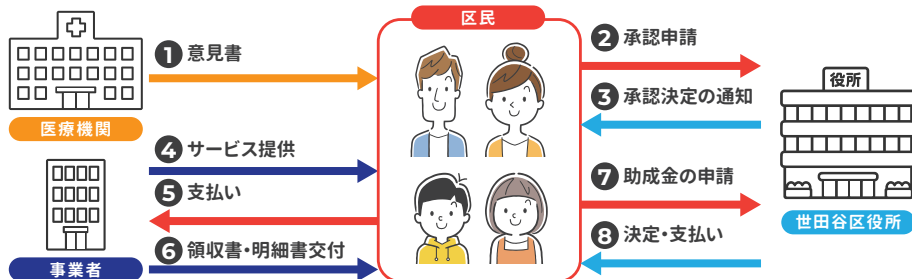
他の制度において
同等の助成または
給付を受ける
ことができない方

下記サービスに支払った経費(利用上限額を超える場合は利用上限額まで)のうち、自己負担を除いた額を区が助成します。

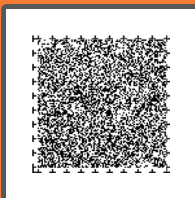
区分	サービスの種類	サービス 利用上限額	自己負担
主治医意見書の 作成費用の助成	・意見書作成	5千円	0円
居宅介護支援 費用の助成	・ケアプラン作成	1万5千円/ 1ヶ月(初月のみ2万5千円)	0円
居宅サービス 利用料の助成	・訪問介護 ・訪問看護 ・訪問リハビリテーション ・訪問入浴介護 ・居宅療養管理指導 ・定期巡回 随時対応型 訪問介護看護 ・夜間対応型訪問介護	6万円 /1ヶ月	1割※
福祉用具貸与 費用の助成	・車いす(付属品込) ・特殊寝台(付属品込) ・床ずれ防止用具 ・体位変換器 ・手すり(工事を伴わないもの) ・スロープ(工事を伴わないもの) ・歩行器 ・歩行補助つえ ・移動用リフト(つり具部分除く) ・自動排せつ処理装置 ・徘徊感知器	10万円 /年間	1割※
福祉用具購入 費用の助成	・腰掛便座 ・入浴補助用具 ・移動用リフトつり具 ・自動排せつ処理装置の交換可能部品 ・簡易浴槽 ・排せつ予測支援機器	20万円 /1回のみ	1割※
住宅改修 費用の助成	・手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修		

※生活保護受給者の自己負担金は無料

申請方法



詳細は区の
ホームページ
でご確認ください



「音声「リー」」は、
目の不自由な
方のための
「音声「リー」」は、

1

利用申請

医療機関によっては作成にあたり費用が発生する場合があります。

2

助成金交付申請

